

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日は、
翌日)

鳥取県規則第五十八号

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次

◆規則 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(人事課)

鳥取県会計規則の一部を改正する規則(会計課)

四 鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則第三条第一項の規定による施設入所等の措置に要する費用(うち児童相談所長の措置に係るもの及び児童相談所長の措置に係るもの)を除く。)に改め、同表児童相談所長の項に次の一号を加える。

八表第二福祉事務所長の項第二十一号中「(療育又は養育医療の給付を除く。)に要する費用」を「に要する費用(療育又は養育医療の給付に係るもの及び児童相談所長の措置に係るもの)」に改め、同表児童相談所長の項に次の一号を加える。

この規則は、昭和六十二年十月一日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和六十二年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十九号
鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の二の表中

福祉事務所

生活保護費の返還金、母子福祉資金、寡婦福祉資金及び福祉生奨学資金の償還金並びに身体障害者措置費、児童措置費、老人保護措置費及び精神薄弱者措置費の負担金の一部の収納に関する事務

福祉事務所

生活保護費の返還金、母子福祉資金、寡婦福祉資金及び福祉生奨学資金の償還金並びに身体障害者措置費、児童措置費(児童相談所長の措置に係るもの除く)、老人保護措置費及び精神薄弱者措置費の負担金の一部の収納に関する事務

児童相談所

児童措置費(児童相談所長の措置に係るものに限る。)の負担金の一部の収納に関する事務

改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年十月一日から施行する。

に を